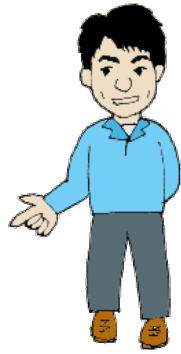


中世文書を読む (七)

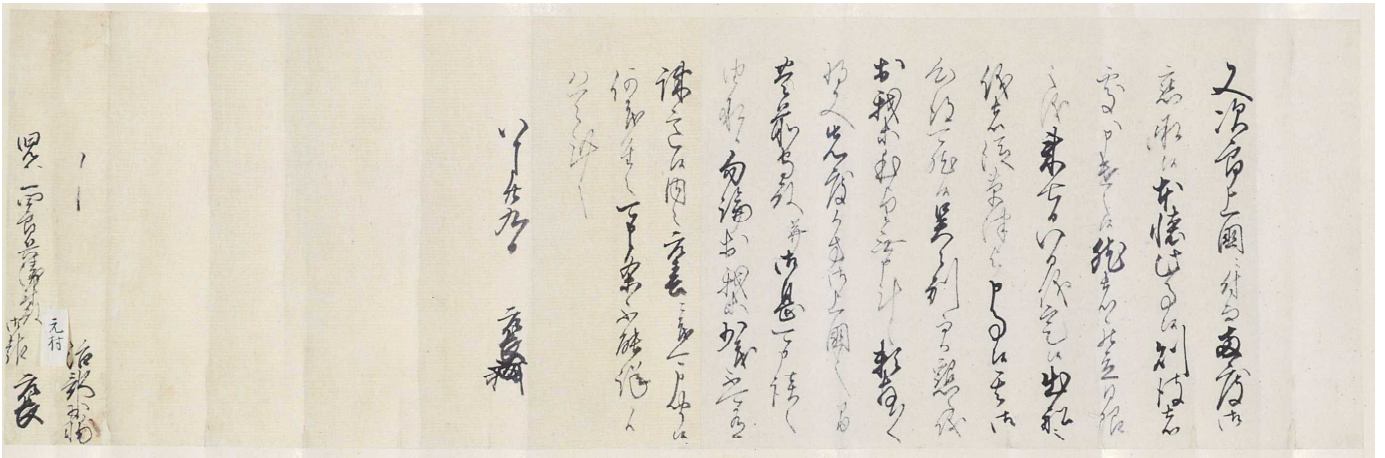
吉川元長の手紙



これは、安芸国衆の
吉川元長が出した手紙です。

この展示では、
この文書を題材に、
文書を読み解く過程を紹介し、
謎解きの楽しさを
皆さんと分かち合いたいと思います。

番号順 (①) (⑬) に見ていってね。



①

安芸は、今の広島県西部のことじゃろう。
国衆って、何なん？



又次郎が畿内（陸奥）に上ることについて、二度にわたり丁寧にお手紙をいただきありがとうございます。すぐに（つれづれ）経言に伝えました。出発は来月七日・八日頃に決まりました。船は草津（広島市西区）から出るそうです。そのように心得ていてください。くれぐれも経言に対し、とくに御懇意にしていただければ、これ以上申すことはありません。お頼みいたします。

なおまた、前回あなたが上られたとき、豊前守とあなたの御子息と話し合うようにと承りました。もちろん私はあなた方を疎略にはいたしません。内々に元春にもお話します。詳しくは、何ごともまた重ねて申します。恐々謹言

八月廿九日

元長（花押）

（墨引）

元村

治部少輔

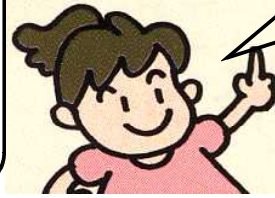
児玉四郎兵衛尉殿

元長

御報

②

それ、今年度の「博物館大学」で学んだよ！
一定の地域（所領）を支配し、
その人々の一部を家臣とした領主。
国人とも言ふんよね。
室町幕府や大名から戦陣に加わるよう命じ
られると、それに応じたり、ときには背い
たりした。
すごく自立性が高いんよね。



③

御名答！
毛利氏も、元は国衆でした。
まわりの国衆たちと同盟（一揆）を結んで、
いろいろと協力したり、助け合ったりして、
自分たちの利害を調整したんじゃ。
そして、そのリーダーとして毛利氏は戦国
大名になったんじゃ。
写真の史料を今のこばに直したら、前ペ
ージのようになるよ。



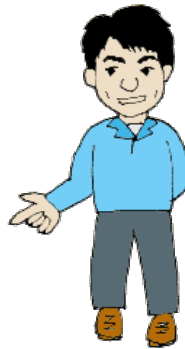
④

なるほど。
で、この手紙、前に見たことあるよ。
『中世文書を読む（一）』のときじゃね。
吉川元長が毛利家臣の児玉元村に宛てた
手紙じゃね。



⑤

この元長の花押（サイン）は、
天正十年（一五八二）頃から
同十五年の死去まで使われます。
一行目の「又次郎上国」とは、
元長の弟の経言（後の広家）が京都など畿内
方面に上ることを意味します。
天正十〜十五年の経言の上京と言えば…、
同十年の「本能寺の変」直後に羽柴（後の豊
臣）秀吉と毛利氏は講和を結びます。
その人質として、経言は翌年大坂に上って
います。
このことから、この手紙が天正十一年（一五
八三）八月二十九日に書かれたことが分か
ります。



⑥

それで、元長は、
「弟の経言が九月七日か八日に草津
から出発するけえ、よろしゅう頼
むね」と、
児玉元村にお願いしたんじゃね。
ということは、児玉元村は、経言と
共に大坂に上ったんじゃね。

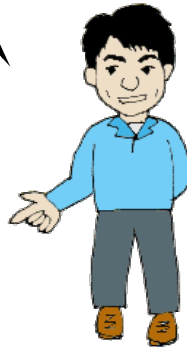
⑦

そうなんよ。
このあと、今の大阪府の堺にいた
ことが他の史料で確認できるよ。
注目されるのは、児玉元村にとっ
て今回が最初の「上国」じゃない
こと！
「先度御方御上国」とあるとおり、
天正十一年（一五八三）よりも前
に、畿内方面に上ったことがある
みたいなんじゃ。





天正十一年（一五八三）より前ゆうたら、毛利氏と織田氏（羽柴氏）が対決していた真つ最中。そんなときの「上国」は、死と隣り合わせの危険な任務じゃね。



そうなんよ。

毛利氏と織田氏（羽柴氏）の戦争中、毛利氏の家臣は、どんな気持ちで大坂に出陣したのか—
このことが知られる史料が、次の文書です。

これは、周防国柳井（山口県柳井市）の上田寺賢賀という家臣が、粟屋元如に宛てた手紙です。

上田寺賢賀の手紙

特別にお手紙をさしあげます。

一私の出張が、未たる二十八日に決まりました。上口

（東方面）の戦線は変わりありません

一私に木津に在番せよと、一昨日二十一日に命じられました。そこで（軍事奉仕に対する恩賞として）四十石の在所をくれと要求しました。いまだ御判はも

らっていません。「弥殿」も木津に在番されるそうで、百貫足の給地と兵糧百俵を条件提示したそう

です。

一私は間違いなく戦死するでしょう。諫状（遺言状）等を書き置きました。文箱に入れて封をして、興禪寺に預け置きましたから、十郎左衛門をお呼び

してお上りになって、かの文箱をお受け取りし、あなたと元種（元種）がご一緒のときにご開封ください。なにとぞ跡目のことは書置（遺言状）のまま認めてくださるようお願いします。上（室利持）様からも跡目のことは特に配慮するからと仰せくださいました。少しですが、あなた様へも相応の遺言を書き置きました。くれぐれもよろしく願ひします。

一母が、ただ一人で過ごしております。よろずお頼みいたします。飢え死にしないように、御心を添えてやってみてください。

一新庄（新庄）以雲寺のこともよろしく願ひします。詳しくは粟屋十郎左衛門に申しましたので、彼が申し上げるでしょう。恐々謹言。

六月廿三日

賢賀判

粟屋元如さま

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

賢賀

これによると、上田寺賢賀は、木津の石山本願寺（今の大阪城跡にあった）に在番するに当たり、戦死を覚悟しており、次の三点を粟屋元如を通じて毛利氏に要求しています。

- ・褒美（恩賞）として四十石の土地をくれ。
- ・跡目は要望どおり相続させてくれ。
- ・ひとりぼっちの母を頼む。

粟屋元如は、毛利隆元の奉行人の粟屋元親の三男で、毛利輝元の奉行人の粟屋元勝の弟です。周防国の事能要害（山口県柳井市）に在城し、毛利氏水軍を率いていました。

上田寺賢賀は、粟屋元如と同じ柳井で生活しており、彼の指揮のもとでも、戦ったことがあったのでしよう。

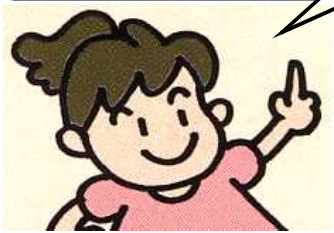
この粟屋氏とのツテを利用して、殿様である毛利輝元に働きかけ、自分の要求をかなえようとしたのです。

このように、毛利氏からの軍事動員は、一方的な出陣命令ではなかったのです。

家臣の側からも、出陣に見合う褒美や死後の跡目相続等の要求を行っていたのです。



戦国大名の命令は、絶対に従わんといけんもんじゃと思っとなよ。殿様から出陣命令がでて、タダでは動かんもんじゃね！家臣の方から褒美などを要求し、折り合いがいたら出陣するということか！
 そう言えば、『中世文書を読む(二)』でも、こんな話があったよね！



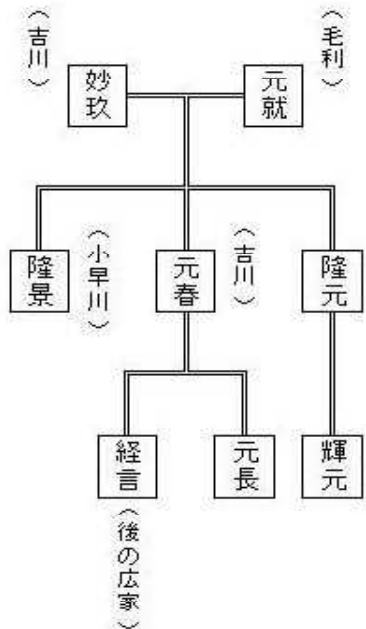
あのとときも、褒美を約束してから家臣を在城させていたんよ。
 そうそう。
 戦国大名の軍事命令は家臣への一方的な強制ではなく、褒美（恩賞）の約束と軍事奉仕の交換という、大名と家臣の一種の『契約』として意識されとったんよ。



じゃあ、はじめの史料にもどって、児玉元村も、褒美や死後の跡目相続等について、毛利氏と契約してから「上国」し、それが『口約束』に終わらないよう、お父ちゃんの就光や息子の塩法丸としっかり相談してやと、吉川元長に頼んだんじゃらうね。



【参考】



吉川元長は、戦国大名毛利氏権力の中枢にいる吉川元春の長男で、その後継者。当主の輝元とは、いとの間柄。
 この関係に期待して、元村は『契約』の実現を果たそうとしたんじやらうね。

